

大阪広域環境施設組合電気主任技術者会議運営要綱

(目的)

第1条 電気主任技術者会議（以下、「本会議」という。）は、大阪広域環境施設組合自家用電気工作物保安規程 第2条に定める施設の自家用電気工作物の工事、維持及び運用並びに保安に関する事項について調査、協議し、施設部長が行う保安業務の統括的な管理を補助することを目的とする。

(構成)

第2条 本会議は、環境施設組合が所管する施設に選任された電気主任技術者及びその代行者をもって構成する。

(座長)

第3条 本会議の座長は、「大阪広域環境施設組合自家用電気工作物保安規程運用要領」に定める総括電気主任技術者とし、会務を掌理する。

2 前項の規定にかかわらず、施設部長は、電気主任技術者の力量を備える職員を座長に指定することができる。

(運営)

第4条 本会議は、年1回以上開催することとし、座長が招集する。

2 施設部長は、必要に応じて本会議の開催を座長に命ずることができる。

3 第2条に定める電気主任技術者が出席できない場合においては、電気主任技術者代務者が代理で参加することができる。

4 座長が必要と認めるときは、第2条に定める電気主任技術者以外のものを出席させ、意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 本会議の庶務は、施設管理課が行う。

(報告等)

第6条 座長は議事録を作成する。

2 施設管理課は、本会議の議事を施設部長、施設管理課長、各工場長、構成電気主任技術者に報告する。

3 議事録及び重要事項の記録は、これを3年間保存する。

(個人情報の保護)

第7条 本会議における個人情報等については、これを第三者に漏らしてはならない。

(附則)

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 8 年 4 月 15 日から施行する。